

菰野町総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町条件付一般競争入札実施要綱（平成13年要綱第10号）に基づく入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格及びその他の条件を総合的に評価して、最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の地域要件、企業要件及び技術者要件と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画並びに入札者の地域要件、企業要件及び技術者要件と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事
- (3) 前2号に掲げる工事以外に、町長が総合評価方式によることが適当であると認める工事

(総合評価方式の種類)

第3条 総合評価方式の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 特別簡易型 技術的な工夫の小さい一般的な工事で、同種工事の経験、工事成績等、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価する。
- (2) 簡易型 技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能等と入札価格とを総合的に評価する。
- (3) その他 前条第3号に該当する場合

(対象工事及び落札者決定基準の決定)

第4条 町長は、総合評価方式を実施する場合は、令第167条の10の2第3項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準を定める。

2 対象工事の選定、総合評価方式の種類及び落札者決定基準の決定は、菰野町競争入札参加資格審査会要綱（平成13年要綱第7号）に規定する菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」

という。)にて行う。

(低入札価格調査制度)

第5条 総合評価方式には、菰野町低入札価格調査実施要綱（令和6年告示11号。以下「調査要綱」という。）を適用する。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 町長は、総合評価方式を実施しようとするときは、令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、次に掲げるときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準（評価項目、評価基準及び配点をいう。以下同じ。）を定めようとするとき。

(2) 前号に基づく聴取において、落札者を決定しようとする際に、改めて意見を聴く必要があるとされたとき。

2 前項各号に規定する学識経験者の意見聴取は、三重県が設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会によるものとする。

(公告に掲げる事項)

第7条 町長は、総合評価方式を実施する場合は、入札公告（以下「公告」という。）に次の事項を加える。

(1) 総合評価方式によること。

(2) 技術提案等の資料、提出期限及びその提出方法

(3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法

(4) その他必要と認める事項

(入札参加及び技術資料の提供の手続)

第8条 入札に参加しようとする者は、公告において定める資料を期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けた資料は、返却しないものとする。

3 資料提出後における内容の追加若しくは変更又は書類の差替えは認めないものとする。

(総合評価方式による評価の方法)

第9条 総合評価方式による評価の方法は、次に掲げる式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000

2 前項に規定する技術評価点の詳細はガイドラインに定めるものとし、前条の規定に基づき提出された資料を基に、落札者決定基準に従い決定する。

(技術部会)

第10条 審査会の会長は、第3条第2号及び第3号による入札の場合、総合評価に係る基準の設定、提出された技術資料の審査及び評価、評価値の算出、学識経験者への意見聴取、施工体制確認審査等を行うため、総合評価方式技術部会を設置するものとする。

(落札者の決定)

第11条 落札者の決定は、次の各号の全てに該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で、調査要綱第4条に規定する失格基準価格以上であること。
- (2) 入札価格が調査要綱第3条に規定する調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと。
- (3) 公告において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(入札結果の公表)

第12条 町長は、落札決定後、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の価格評価点、技術評価点及び評価値
- (4) 各入札参加者の技術評価点の内訳明細

2 総合評価に関する審査結果を除き、この告示に基づき入札参加者から提出された提出資料は公表しない。

(落札者の履行責任等)

第13条 落札者は、契約後、自らの提出した技術提案を履行する責任を有する。

2 工事目的物について、技術提案の内容が満たされない場合は、落札者は、再度の履行義務を負う。

3 前項の場合において、提案内容の再度の履行が困難な場合、工事完成日の翌年度に公告が行われる総合評価方式の評価において技術評価点の減点を行うものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、総合評価方式の事務取扱について必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。